

監査報告書

令和2年5月26日

社会福祉法人 ゆたか福祉会

理事長 鈴木 清覺 殿

監事 戸谷 隆夫 

監事 大戸利秋 

私たち監事は、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの令和元年年度の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、次の通り報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。以上のことにより、当該会計年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該会計年度に係る計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）及び財産目録について検討しました。

2 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

（2）計算関係書類及び財産目録の監査結果

計算関係書類及び財産目録については、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

以上

監査報告書補足

監事 戸谷 隆夫

2020年5月26日午前10時00分より午後5時00分まで、社会福祉法人ゆたか
福祉会本部事務所において、会計監査を行いました。監査の所見について報告します。

記

1. 予算管理について

予算実績の対比で、収入は予算比100.89%支出は予算比98.54%となり、
新型コロナウィルスの影響が予測困難な中で、適切に補正予算が編成され、理事会、
評議員会の議決が行われたことを認めました。支出に関して予算に基づき適切に支
出されていることを認めました。

2. 資産残高確認について

残高証明、資産負債明細書及び固定資産明細書にて残高確認を行いました。
預金に関して、「基幹支援センターゆたか」の残高証明と預金科目の金額の相違がみ
られましたが、NPO法人グリーンハートに帰属する預金が同一の通帳で管理され
ていることに基づいていることを確認いたしました。
有形固定資産の貸借対照表価格と資産台帳の一致を確認しました。建設仮勘定の資
産科目へ適切に振替処理されていることを認めました。固定資産の移管処理につい
ても適切の行われていることを確認いたしました。
国庫補助金等の内「設備資金借入金元金償還補助金」について決定額で資産台帳に
掲載されています。

3. その他の所見

新会計基準により新たに設けられた「内部取引の消去」についても適正に行われて
いるか確認をいたしました。
「運用指針19」に基づき処理された積立金の決算後二か月以内の専用口座への積
み立ては適切に履行され会計処理されていることを確認いたしました。
「引当金」の計上について、「社会福祉会計基準」では「控除項目として記載するも
のとする」とされており強制適用と解されます。当期計上されている「徴収不能引
当金」について、対象となる事業未収金（㈱エース）は令和2年16日に破産手続
きが開始（同日付「破産手続開始通知書」）されたものです。個別評価にて回収可能
額を控除した残額を引き当てています。回収可能額は名古屋地方裁判所の判断では

「債権者に対する配当ができないと考え、破産債権の調査等期日を定めない」とされており評価額0円で全額引き当てたものです。算定について妥当であり注記の記載もされていることを確認いたしました。他の引当金についても適正に計上されないと認められます。

「運用財産基金」について、本来表示されるべきではないものであり生じた経緯について精査したところ平成18年3月31日期において法人の部門に入れていなかった収益事業を法人の「収益事業部門」として統合する折に、預金資産を「その他の収益」で受け入れ、収益事業の貸借対照表にて「資本金」と表示してきたものを「運用財産基金」に繰入支出していました。貸借対照表にも「資本金」と誤認して誤った表記がされていました。表記及び処理の意思と合致する正しい仕訳は、繰入支出をせずに「次期活動増減差額」に含め処理すべきです。表記及び処理を是正するため「その他の特別収益」に計上して是正してあります。

社会福祉法第55条の2「社会福祉充実残額」の算出について「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準」に照らして算出されているか確認をいたしました。

計算は「社会福祉充実残額算定シート」にて行われ、その数値に誤りがないことを計算書類及び事務処理基準による区分表並びに財産目録にて確認いたしました。

計算過程の書類の保存についても適正に保存されていることを確認いたしました。

計算の結果、「社会福祉充実計画」の策定の対象となる金額が存在しないので「社会福祉充実計画」の策定の必要がないことを認めます。

以上

2019年度監査報告について

木戸利秋（ゆたか福祉会監事）

2020年5月26日（火）に理事長、法人本部長同席のもとに行った2019年度の業務監査にもとづき、以下の点について監査委員としての意見を述べます。

1 検討した監査資料は次の通りです。2019年度ゆたか福祉会事業報告（案）、2019年度各事業本部の事業報告、「苦情解決と第三者委員会報告」、2019年度事業概要より（実績グラフ）、2019年度工賃実績報告（図表）、「新型コロナウイルス感染症に関するアンケート調査の結果について」および2019年度の理事会、評議員会の議事録です。

監査の結果、社会福祉法人の運営が全体として適正に行われていることを確認しました。とりわけ創立50周年の節目の年に重要課題が続く中、理事長の健康上の問題や新型コロナウイルス感染症から事業遂行に影響を受けたにもかかわらず、事業報告（案）の冒頭に指摘のあるように、全体としてよく持ちこたえた一年でした。

2 以下、2019年度の事業報告案にかかわって述べます。

第一は第5期総合計画から第6期総合計画案への展開のなかで、「日中支援型グループホーム」の施設整備が追求されてきたことに関わる成果と課題です。背景には福祉村事業の名古屋移行を含む、地元での新しい将来構想の実現、またゆたかのグループホーム、とりわけエールに象徴される「高齢化・重度化への対応」という要請がありました。福祉村、エール関係者等の意見をふまえ、理事会、評議員会での議論をはさみつつ、名古屋市との交渉のなかで「本格的な夜勤体制」等の課題が明らかとなった結果、当面は申請を取り下げ改めて体制を整えることとなりました。法人内の合意形成を一層図りつつ、運動的な面を含めた課題との接合をより意識的に進める必要性が指摘されます。

第二は権利擁護・虐待防止にかかわる課題です。各職場に権利擁護・虐待防止会議を設置して3年目、職場の取り組みに一定の開きがみられることが事業報告案では指摘されています。他方、家族アンケートの結果を報じた広報10月号をみると、大方の家族は職員の対応に満足されている一方で、紹介された自由記述の意見には、権利擁護・虐待防止にかかわる職員の基本的態度を指摘するものが見られます。すなわち、職員のゆとりのない仕事ぶりに要望を伝えることを遠慮したり我慢したりする家族があること、また「なぜ落ち着かないのか」など、「仲間の内面をより深く把握した対応を求める声」があることが指摘されています。職場の会議を形式化させないように、セルフチェックアンケートの結果報告等で提起すべきところです。

第三は地域との連携にかかわる課題です。第6期総合計画案に「地域とともに歩む新たな活動や事業の展開」が重点課題の一つにあげられています。2019年度の各事業所の報告から地域連携をみると、①地域の自治会や消防団との合同避難訓練など地域防災の取り組み、②町内会の清掃活動や盆踊りなどの暮らしの環境や文化の維持に貢献する取り組み、③自立支援協議会への参加を通して諸団体との地域連携を深める取り組み、④事業を活かして生活困窮者自立支援制度に関与する取り組みなど、いくつかの類型ができることがあります。いずれも地域のセーフティーネットの状態へ視野を広げ、ニーズを探る機会となり、事業所が地域に存在する価値と地域との共同を育む起点になりうるものです。

最後に新型コロナウイルス感染症への対応にかかわる課題です。突然に生じた感染者発生の事態は予期せぬ不幸を経験することとなりました。しかし同時に、感染防止を職場内に広げ、確立していくための課題を明らかにすることにつながっています（緊急アンケート調査結果など）。こうした事態のもとでも社会に必要不可欠なキーワーカーの一員としてご奮闘されている法人職員の皆さんに敬意を表します。

以上